

議案第 75 号

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例
に関する条例の一部改正について

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 21 年 10 月 13 日提出

大口町長 酒 井 鎭

(提案理由)

この案を提出するのは、町長の辞職に伴い、給料月額を減額する期間を変更する
ため必要があるからである。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例
に関する条例の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例（平成19年大口町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年4月26日」を「平成21年10月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 略 (給料月額の特例) 第2条 略 附 則 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。 2 この条例は、<u>平成21年10月31日</u>限り、その効力を失う。	(目的) 第1条 略 (給料月額の特例) 第2条 略 附 則 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。 2 この条例は、<u>平成23年4月26日</u>限り、その効力を失う。